

法人税関係研修教材

取扱注意

大分類	共通（研修関係）
中分類	講習、研修関係書類
保存年限等	会 2028年3月末

参考資料3

I C T 調査法研修資料 (法人課税編)

電子帳簿保存法

令和6年7月

東京国税局
課税第二部 法人課税課

目 次

第1章 電子帳簿保存法の概要

1 電子帳簿保存法とは	1
(1) 電子帳簿書類保存	1
(2) スキャナ保存	1
(3) 電子取引保存	1
2 電子帳簿書類	2
(1) 法人税法において保存すべき帳簿書類	2
(2) 消費税法において保存すべき帳簿書類	4
(3) 適用要件	6
3 スキャナ保存	8
(1) スキャナ保存の対象となる書類	8
(2) スキャナ保存の要件	9
4 電子取引	11
(1) 電子取引の種類	11
(2) 電子取引データの保存義務	13
(3) 電子取引データの保存要件	13
(4) 令和4年度改正による宥恕措置	13

第2章 令和3年度改正の概要

改正における主要なポイント	15
(1) 税務署長の事前承認制度を廃止	15
(2) 検索要件の緩和	15
(3) 過少申告加算税の軽減措置	15
(4) 重加算税の加重	16
(5) タイムスタンプ要件の緩和	17

第3章 電帳法適用法人の調査

1 調査のポイント	18
(1) 準備調査時	18
(2) 事前通知時	19
(3) 臨場時	19

2 保存要件等の確認	21
(1) 電帳法保存要件の適否判定チェックシート	21
(2) 過少申告加算税の軽減措置の適否判定チェックシート	22
3 重加算税の加重措置	23
(1) 加重措置の対象となる例	23
(2) 加重措置の対象とならない例	23

第4章 参考情報等

1 参考情報	25
(1) 電帳法関係参考情報掲載場所	25
(2) 電帳法関連法令	25
2 電子帳簿保存法要件等一覧表	26
3 電帳法保存要件の適否判定チェックシート	27
4 過少申告加算税の軽減措置の適否判定チェックシート	29
5 具体的な対応例	30

1 電子帳簿保存法とは

電子帳簿保存法の正式名称は「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」である。国税関係帳簿書類の保存義務者は、各税法において原則紙で帳簿書類の保存が義務付けられている。電子帳簿保存法は、紙での保存が義務付けられている帳簿書類に代えて一定の要件を満たすことにより電磁的記録（電子データ）による保存を可能とするほか、電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた国税関係帳簿書類等の保存方法に関する特例法である。

国税関係帳簿書類とは、国税に関する法律の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿書類をいい、保存義務者とは、国税に関する法律の規定により国税関係帳簿書類の保存をしなければならないこととされている者である。電磁的記録とは、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することのできない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいい、具体的には、ハードディスク、コンパクトディスク、DVD、磁気テープ等の記録媒体上に、情報として使用し得るものとして、情報が記録・保存された状態にあるものである。

また、電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めたとは、法人税法で保存義務を課す「書類」が書面を意味しており、電子データの保存を義務付ける規定がないため、電子帳簿保存法において「電子取引」の範囲を明確化し、その取引情報に係る電子データの保存等を義務化するものである。よって、電子帳簿保存法適用法人だけでなく、電子取引を行ったすべての法人が対象となる。

電子帳簿保存法の保存区分

電子帳簿保存法において、電磁的記録による保存方法は、大きく次の3種類に区分されている。

(1) 電子帳簿書類保存

国税関係帳簿（仕訳帳等）のうち、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成している帳簿、国税関係書類（決算関係書類等）のうち、自己が一貫して電子計算機を使用して作成している書類については、一定の要件の下、電子データのままで保存等ができる。

(2) スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類（取引先から受領した領収書・請求書等）については、その書類を保存する代りとして、一定の要件の下でスキャナやスマートフォンで読み取ったデータを保存することができる。

(3) 電子取引保存

各税法における国税関係帳簿書類の保存義務者は、取引情報のやりとりをデータで行った場合には、一定の要件に従い、やりとりしたデータを保存することが必要となる。

区分	電子帳簿書類保存		スキャナ保存	電子取引保存
保存対象	帳簿	書類		電子取引情報 (データ)
		決算書類	取引書類	
		作成・発行	受領	
記録の作成方法	自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成	自己が一貫して電子計算機を使用して作成	その他（交付されたもの、手書き、紙出力等）	EDI取引 電子メールに添付

2 電子帳簿書類

電子帳簿保存法は、原則紙での保存が義務付けられた帳簿書類について、電磁的記録での保存を規定した特例法であることから、法人税法、消費税法においてどのような帳簿書類の保存が義務付けられているのかを確認する。

(1) 法人税法において保存すべき帳簿書類

法人税法では、保存すべき帳簿書類について次のように規定されている。

(法126)

青色申告の承認を受けている内国法人は、財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれにその取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない。

(法150の2)

普通法人等（青色申告法人以外）は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにその取引を財務省令で定める簡易な方法により記録し、かつ、当該帳簿（当該取引に関して作成し、又は受領した書類及び決算に関して作成した書類）を保存しなければならない。

このように、法人税法は、「財務省令で定めるところにより、帳簿書類を備え付けてこれに取引を記録し、かつ、当該帳簿書類を保存しなければならない」と規定しており、その備え付け及び保存は書面によることとされている。

イ 備え付け帳簿

青色申告法人は、法人税法施行規則の規定により次の帳簿を備え、取引に関する事項を記載しなければならない。

(規54)

青色申告法人は、全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿（仕訳帳）、全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿（総勘定元帳）その他必要な帳簿を備え、別表二十一に定めるところにより、取引に関する事項を記載しなければならない。

(規55)

青色申告法人は、仕訳帳には、取引の発生順に、取引年月日、内容、勘定科目及び金額を記載しなければならない。

2 青色申告法人は、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載しなければならない。

青色申告法人が備え付け、取引に関する事項を記載しなければならない帳簿は次のとおりである。

備え付け帳簿	区分	記載すべき事項
仕 訳 帳	全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿	取引発生順 取引年月日、内容、勘定科目、金額
総勘定元帳	全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿	勘定ごと 記載年月日、相手方勘定科目、金額
その他必要な帳簿	別表二十一の規定に基づく	

備え付けるべき帳簿のうち、その他必要な帳簿とは、現金出納帳、売上帳、仕入帳等の補助簿であり、別表二十一に定める区分に応じ、取引に関する事項を記載する。

なお、その他の法人（白色申告法人等）については、「現金出納帳その他必要な帳簿を備え、その取引に関する事項を整然と、かつ、明瞭に記録し、その記録に基づいて決算を行なわなければならない」と規定されている。

別表二十一（法人税法施行規則）

区 分	記 載 事 項	具 体 例
(一) 現金の出納に関する事項	取引の年月日、事由、出納先及び金額並びに日々の残高	現金出納帳
(二) 当座預金の預入れ及び引出しに関する事項	預金の口座別に、取引の年月日、事由、支払先及び金額	普通預金帳、当座預金帳
(三) 手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形、支払手形別に、取引の年月日、事由、相手方及び金額	手形帳
(四) 売掛金（未収加工料その他売掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	売上先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額	売掛帳
(五) 買掛金（未払加工料その他買掛金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	仕入先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他受けた給付の内容、数量、単価及び金額	買掛帳
(六) (二)から(五)までに掲げるものの以外の債権債務に関する事項	貸付金、借入金、仮払金、仮受金、未収入金、未払金等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額	左の勘定に係る帳簿
(七) 有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項	取引の年月日、事由、相手方、銘柄、数量、単価及び金額	有価証券台帳
(八) 減価償却資産に関する事項	区分に応じ、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額	減価償却資産台帳、固定資産台帳
(九) 繰延資産に関する事項	その種類ごとに区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由及び金額	繰延資産台帳
(十) (一)～(四)、(六)～(九)までに掲げるものの以外の資産（棚卸しにより整理するものを除く。）に関する事項	取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額	棚卸関連以外の資産事項に係る帳簿
(十一) 売上げに関する事項	取引の年月日、売上先、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日々の売上総額	売上帳、得意先元帳
(十二) (十一)に掲げるものの以外の収入に関する事項	受取利息、雑収入等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額	受取利息、雑収入に係る帳簿
(十三) 仕入れに関する事項	取引の年月日、仕入先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日々の仕入総額	仕入帳、仕入先元帳
(十四) (十三)に掲げるものの以外の経費に関する事項	賃金、給料手当、外注工賃、動力費、消耗品費、地代家賃、雑費等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、支払先、事由及び金額。ただし、少額の経費で本文の規定により難いものについては、それぞれその日々の合計金額のみを記載することができる。	賃金、給与手当、外注工賃等々に係る帳簿

□ 作成書類

青色申告法人は、法人税法施行規則の規定により、次の書類を作成しなければならない（規56、57）。

作成書類	区分	記載すべき事項
たな卸表	商品、製品、半製品、仕掛品、主要原材料、補助原材料、消耗品で貯蔵中のもの等	たな卸資産の種類、品質及び型の異なるごとに数量、単価、金額
貸借対照表 損益計算書	その業種、業態及び規模等の実情により、おおむね別表二十二に掲げる科目に従い作成	

ハ 帳簿書類の保存

青色申告法人は、法人税法施行規則の規定により、帳簿書類につき、整理し、保存しなければならない。

保存場所、保存期間は次のとおりである（法規59）。

区分	保存場所	保存期間
帳簿、書類	納稅地	申告期限を経過した日から7年間
取引書類	納稅地又は取引に係る国内の事務所、事業所等	繰越欠損金の控除を適用の場合は10年間

なお、取引書類とは、取引に関して、相手方から受け取った注文書、送り状、領収書、見積書等その他これらに準ずる書類及び自己の作成したこれらの書類で、その写しのあるものはその写しも含まれる。

(2) 消費税法において保存すべき帳簿書類

消費税法では、保存すべき帳簿書類について次のように規定されている。

(消法58)

事業者又は特例輸入者は、政令で定めるところにより、帳簿を備え付けてこれにその行つた資産の譲渡等又は課税仕入れ若しくは課税貨物の保税地域からの引取りに関する事項を記録し、かつ、当該帳簿を保存しなければならない。

(消令71)

事業者は、帳簿を備え付けてこれにその行つた資産の譲渡等又は課税仕入れ若しくは課税貨物の保税地域からの引取りに関する財務省令で定める事項を整然と、かつ、明瞭に記録しなければならない。

このように、消費税法においても政令で定めるところにより帳簿の備え付けと保存について規定している。

イ 備え付け帳簿

消費税の課税事業者は、消費税法施行規則の規定により次のような帳簿を備え、取引に関する事項を記載しなければならない。

(消規27) (帳簿の記載事項等)

- 一 国内において行つた資産の譲渡等に係る事項のうち次に掲げるもの
 - イ 資産の譲渡等の相手方の氏名又は名称
 - ロ 資産の譲渡等を行つた年月日
 - ハ 資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容
 - ニ 資産の譲渡等の対価の額

また、仕入れに係る消費税額の控除については、次のように規定されている。

(消法30①)

事業者が、国内において行う課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は保税地域から引き取る課税貨物については、課税標準額に対する消費税額から、当該課税期間中に国内において行つた課税仕入れに係る消費税額、当該課税期間中に国内において行つた特定課税仕入れに係る消費税額及び当該課税期間における保税地域からの引取りに係る課税貨物につき課された又は課されるべき消費税額の合計額を控除する。

(消法30⑦)

第一項の規定は、事業者が当該課税期間の課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿及び請求書等を保存しない場合には、当該保存がない課税仕入れ、特定課税仕入れ又は課税貨物に係る課税仕入れ等の税額については、適用しない。

(消法30⑧一)

前項に規定する課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿とは、次に掲げる事項が記載されている帳簿をいう。

- イ 課税仕入れの相手方の氏名又は名称
- ロ 課税仕入れを行った年月日
- ハ 課税仕入れに係る資産又は役務の内容
- ニ 第一項に規定する課税仕入れに係る支払対価の額

事業者が、仕入税額控除の適用を受けるためには、消費税法第30条第8項に規定する記載事項を満たした帳簿と請求書等の保存が必要になる。

□ 帳簿書類の保存

仕入税額控除の適用を受けようとする事業者は、消費税法第30条第8項の規定により作成した帳簿及び請求書等を消費税法施行令第50条の規定に基づき保存しなければならない。保存場所、保存期間は次のとおりである。

区分	保存場所	保存期間
帳 簿	納税地又はその取引に係る事務所、事業所その他これらに準ずるもの所在地	帳簿の閉鎖日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間
書 類 (請求書等)		受領した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間

(3) 適用要件

電子帳簿保存法は、法人税法及び消費税法等において備え付け及び保存が規定されている国税関係帳簿書類について、書面による保存に代えて国税関係帳簿書類の作成と保存を電磁的記録により行うための要件を規定している。

令和3年度改正で令和4年1月以降、電磁的記録での保存要件について緩和されると同時に、優良な電子帳簿とその他の電子帳簿に区分され、優良な電子帳簿については、一定の要件を満たして電磁的記録を保存することで、過少申告加算税の軽減措置を受けられることとされた。

一方、その他の電子帳簿は、これまでの保存要件が大幅に緩和されて、電子帳簿保存の適用がしやすくなった。ここでは、優良な電子帳簿の保存要件を中心に記載する。

イ 帳簿書類作成のための要件

保存義務者が、国税関係帳簿書類の備え付け及び保存を電磁的記録で行うためには、国税関係帳簿については、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する必要がある。また、国税関係書類については、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する必要がある（電帳法4①②）。

区分	電子帳簿書類として保存する電磁的記録（電子データ）		
保存対象	帳簿	書類	
		決算書類	取引書類
記録の作成方法	自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成	自己が一貫して電子計算機を使用して作成	

ロ 電磁的記録による保存等の要件

国税関係帳簿書類の保存を電磁的記録で行うためには、その電磁的記録について「真実性」の確保と「可視性」の確保が必要となる。

真実性の確保とは、適正公平な課税を確保する観点から、主に改ざんを防止するための措置とされている。帳簿書類を紙に手書きで作成する場合と異なり、パソコンを使用して作成する場合は、痕跡を残さず容易に記録の遡及訂正をすることが可能となる。このため、訂正・削除・追加の事実及び内容を確認することができることや帳簿間での記録事項の相互関連性の確保など、紙で保存している場合には求められていない要件が設けられている。

可視性の確保とは、電磁的記録で保存されたデータを人の視覚で認識できる形式でディスプレイ等に出力できること及び必要な記録事項だけをディスプレイ等に出力するための検索機能を持たせることである。

要件			帳簿	書類
真実性	訂正・削除・追加入力履歴	電磁的記録の訂正・削除・追加の事実及び内容を確認することができる電子計算機処理システムの使用（規5⑤一イ）	<input checked="" type="radio"/>	
	相互関連性	帳簿間での記録事項の相互関連性の確保（規5⑤一ロ）	<input checked="" type="radio"/>	
	関係書類の備付け	電子計算機処理システムの開発関係書類等の備付け（規2②一）	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
可視性	見読み可能性	見読み可能装置の備付け等（規2②二）	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
	検索機能	検索機能の確保（規5⑤一ハ）	<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>

ハ ダウンロードの求めに応じること

令和3年度改正で、検索機能の確保に関する要件が大幅に緩和されるとともに、新たな要件として「ダウンロードの求めに応じること」が追加された。

「ダウンロードの求めに応じること」とは、税務職員による質問検査権の行使に基づく国税関係帳簿に係る電磁的記録の提示または提出の要求に応じることができるようにしておくこととされる（電帳規則2②三 電帳通達4-14）。

保存義務者は、ダウンロードの求めに応じられる状態で電磁的記録の保存等を行い、その提出については、通常出力が可能な範囲で、税務職員の求めた状態（CSV出力形式等）で行う必要がある。

優良な電子帳簿においては、主要な記録項目による検索のほか、検索項目の範囲を指定する方法や複数の検索条件による検索に対応することにより、全ての検索機能要件を満たしている場合、「ダウンロードの求めに応じること」は必要とされない。ただし、「ダウンロードの求めに応じる」場合には、優良な電子帳簿においても、範囲指定や複数条件での検索機能は不要とされる（電帳規則5⑤一）。

その他の帳簿では、検索機能の確保についての要件が廃止され、「ダウンロードの求めに応じること」が保存要件とされている。

二 電子帳簿書類の保存要件概要

保存要件を大幅に緩和し導入しやすい環境が整備されたほか、従来の承認制度の下での保存要件と同等の要件を満たす特例国税関係帳簿（いわゆる優良な電子帳簿）には、事前届け出を行うことで、過少申告加算税の軽減措置の対象とされた。

それぞれが満たすべき保存要件の概要は次のとおり。

要件概要		帳簿		書類
		優良	その他	
記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
通常の業務処理期間を経過した後に入力を行った場合には、その事実を確認できる電子計算機処理システムを使用すること		○	—	—
電子化した帳簿の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できること		○	—	—
システム関係書類等（システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等）を備え付けること		○	○	○
保存場所に、電子計算機、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、記録事項を画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと		○	○	○
検索要件	① 取引年月日、取引金額、取引先により検索できること	○	—	—※3
	② 日付又は金額の範囲指定により検索できること	○※1	—	—※3
	二つ以上の任意の記録項目を組み合わせた条件により検索できること	○※1	—	—
税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしておくこと		—※1	○※2	○※3

※1 検索要件①～③について、保存義務者が、税務職員の質問検査権行使に基づく国税関係帳簿に係る電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、②③の要件が不要。

※2 “優良”的要件を全て満たしているときは不要。

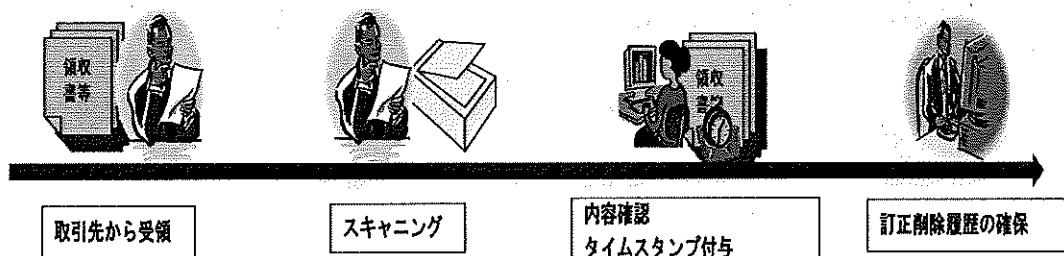
※3 取引年月日その他の日付により検索ができること及びその範囲を指定して条件を設定することができる機能を確保している場合には、税務職員の質問検査権行使に基づく国税関係帳簿に係る電磁的記録のダウンロードの求めに応じることの要件が不要。

3 スキャナ保存

スキャナ保存制度は、取引の相手先から受け取った請求書等及び自己が作成したこれらの写し等の国税関係書類(決算関係書類を除く)について、一定の要件の下で、書面による保存に代えて、スキャナで読み取った電磁的記録の形式で保存することができる制度である。

スキャナとは、書面(紙)の国税関係書類を電磁的記録に変換する入力装置をいい、いわゆる「スキャナ」や「複合機」として販売されている機器が該当する。また、スマートフォンやデジタルカメラ等についても、上記の入力装置に該当すれば「スキャナ」に含まれることになる。

スキャナ保存のイメージ



(1) スキャナ保存の対象となる書類

国税関係書類のうち、取引に関する相手方から受け取った取引書類及び自己が作成した取引書類の写しが対象となる(電帳法4③、電帳規則3③)。棚卸表、貸借対照表及び損益計算書並びに計算、整理又は決算に関する作成された書類は対象とならない。

対象となる国税関係書類	対象とならないもの
[相手方から受け取った取引書類及び自己が作成した取引書類の写し] 見積書、注文書、納品書、請求書 領収書など	[帳簿] 仕訳帳、総勘定元帳 [決算関係書類] 棚卸表、決算書など

また、スキャナ保存の対象となる取引書類は、その重要度の差によって、重要書類と一般書類に区分され、重要書類は、資金や物の流れに直結・連動する契約書、納品書、請求書等であり、一般書類は、資金や物の流れに直結・連動しない見積書、注文書等となる。

重要書類と一般書類では、スキャナ保存の要件も異なる。

書類区分	重要書類	一般書類
	資金や物の流れに直結・連動する書類	資金や物の流れに直結・連動しない書類
	契約書 領収書 請求書 納品書 借用証書 預金通帳など	見積書 注文書 検収書など

(2) スキャナ保存の要件

スキャナ保存の対象となる国税関係書類を電磁的記録で保存するには、その電磁的記録の真実性や可視性の確保をするための要件を満たす必要がある（電帳規則2⑥）。

イ 真実性の確保

スキャナ保存した電磁的記録の真実性を確保するために、次の措置を行う必要がある。

(I) 入力期間の制限

国税関係書類に係る記録事項の入力を国税関係書類の作成・受領後速やかに、おおむね7営業日以内に行う早期入力方式か、業務処理に係る通常の期間を経過した後速やかに、最長2か月とおおむね7営業日以内に行う業務処理サイクル方式のどちらかを採用することが要件とされている。

一般書類については、国税関係書類に係る記録事項の入力を適時に行うことが認められている。ここで「適時」とは、入力期間の制限がなく適時に入力できることを意味し、一般書類は、他の要件を満たす限り、過去において受領等した書類についてもスキャナ保存することが可能となる。

なお、適時入力する場合には、電磁的記録の作成及び保存に関する事務の手続を明らかにした書類の備付けが必要となる。重要書類においては、スキャナ保存の承認を受けている保存義務者が適用届出書を税務署長等に提出し、一定の要件のもと、過去分重要書類についてスキャナ保存することができる。

(II) システム要件

A スキャナ機器

使用するスキャナ機器は、解像度が25.4mm当たり200ドット以上、かつ、赤色、緑色及び青色の階調がそれぞれ256階調以上である必要があり、一般書類の場合は、カラー画像でなくとも構わない。

B タイムスタンプ

電磁的記録の記録事項に、一般財団法人日本データ通信協会が認定する業務に係るタイムスタンプを付す必要がある。タイムスタンプとは、電磁的記録の記録事項に付したタイムスタンプに刻印されている時刻以前にその電子文書が存在していたことと、その時刻以降、当該文書が改ざんされていないことを証明するものである。

なお、令和4年4月1日以後に保存が行われる書類等については、国（総務大臣）認定のタイムスタンプを付すこととなる。

C 読み取り情報の保存

国税関係書類をスキャナで読み取りを行った際の解像度、階調及びその国税関係書類の大きさに関する情報を保存する必要がある。一般書類の場合は、階調はグレースケールが可能であり、国税関係書類の大きさに関する情報の保存も不要となる。

なお、令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類については、スキャナで読み取りを行った際の解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件は廃止される。

D バージョン管理

国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認することができる必要がある。「これらの事実及び内容を確認することができる」とは、電磁的記録を訂正した場合は、上書き保存されず、訂正した後の電磁的記録が新たに保存されること、又は電磁的記録を削除しようとした場合は、当該電磁的記録は削除されずに削除したという情報が新たに保存されることをいう。したがって、スキャナで読み取った最初のデータと保存されている最新のデータが異なっている場合には、その訂正又は削除の履歴及び内容の全てを確認することができる必要がある。

(ハ) 入力者情報の確認

国税関係書類に係る記録事項の入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができる必要がある。「入力を行う者」とは、スキャナで読み取った画像が、当該国税関係書類と同等であることを確認する入力作業をした者をいう。

「その者を直接監督する者」とは、当該入力作業を直接に監督する責任のある者をいい、「入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと」とは、これらの者を特定できるような事業者名、役職名、所属部署名及び氏名などの身分を明らかにするものを電子的記録又は書面により、確認することができるようにしておく必要がある。

なお、令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類については、記録事項の入力者等に関する情報の確認要件は廃止される。

(ニ) 相互関連性

国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項とその国税関係書類に関連する国税関係帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておく必要がある。「関連性を確認することができる」とは、例えば、相互に関連する書類及び帳簿の双方に伝票番号、取引案件番号、工事番号等を付し、その番号を指定することで、書類又は国税関係帳簿の記録事項がいずれも確認できるようにする方法等によって、原則として全ての国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と国税関係帳簿の記録事項との関連性を確認することができることをいう。

この場合、関連性を確保するための番号等が帳簿に記載されていない場合であっても、他の書類を確認すること等によって帳簿に記載すべき当該番号等が確認でき、かつ、関連する書類が確認できる場合には帳簿との関連性が確認できるものとして取り扱う。

結果的に取引に至らなかった見積書など、帳簿との関連性がない書類についても、帳簿と関連性を持たない書類であるということを確認することができる必要がある。

なお、令和6年1月1日以後に保存が行われる国税関係書類について、相互にその関連性を確認することができるようにしておく必要がある書類は、契約書、領収書等の重要書類に限定される。

□ 可視性の確保

スキャナ保存した電磁的記録の可視性を確保するために、次の要件を満たす必要がある。

(イ) 見読可能性

電磁的記録の備付け及び保存をする場所に、電磁的記録の処理に使用できる電子計算機、プログラム、14インチ以上のカラーディスプレイ及びカラープリンタ並びに操作説明書を備付け、カラーディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び国税関係書類と同程度に明瞭な状態で、拡大又は縮小して出力できるようにしておくこと。また、4ポイントの文字を認識することができること。

(ロ) 検索機能

- ・ 取引年月日、その他の日付、取引金額及び取引先（下記において「記録項目」という。）を検索の条件として設定することができること。
- ・ 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して検索の条件を設定することができること。
- ・ 二以上の任意の記録項目を組み合わせて検索の条件を設定することができること。

4 電子取引

電子取引とは、取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう（電帳法25）。電磁的方式とは、電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式のことである。これら的方式で作られる記録は電磁的記録といい、電子計算機による情報処理の用に供される。

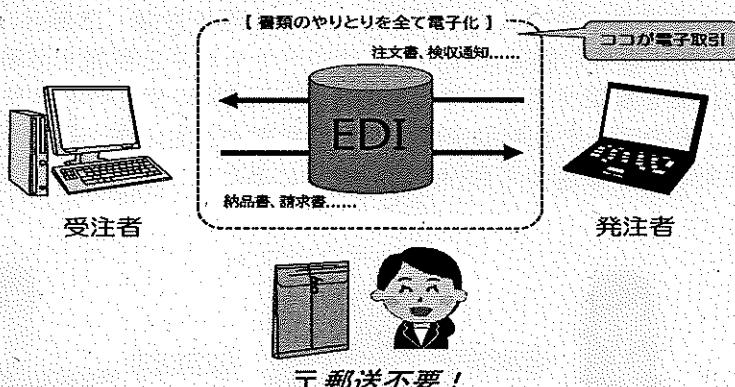
電子取引には、通信手段を問わず取引情報（取引に関する受領し、又は交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類に通常記載される事項）を電磁的記録の授受によって行われる取引が全て該当し、次のような取引が電子取引に含まれる。

(1) 電子取引の種類

イ いわゆるEDI取引

EDIとは、Electric Data Interchange（電子データ交換）の略で、商取引に関する情報を企業間で通信回線を介して電磁的方式で交換する仕組みをいう。

EDIを導入している企業では、取引開始から決済までに通常授受される見積書、発注書、請求書、支払い通知書等の関係書類を、すべて電子データで交換でき業務の効率化が行える。EDIには、特定の企業間で導入している個別のEDIと同業種、業界で標準化されている業界標準のEDIがある。

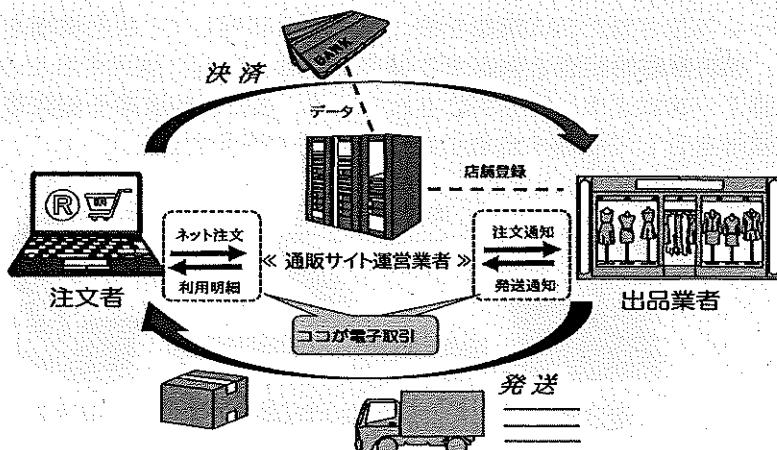


ロ インターネット等による取引

インターネットを利用して商品等を販売するネットショップ、オンラインショップといったWebサイトでの取引が該当する。

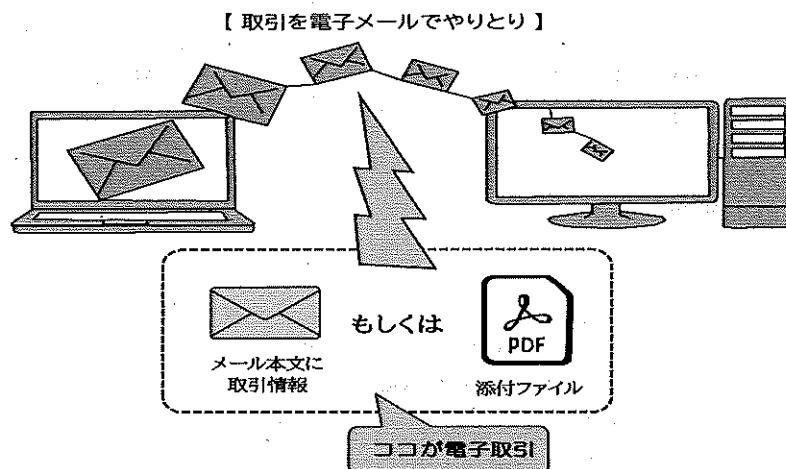
また、スマートフォン等のアプリ提供事業者から電磁的方式で利用明細を受領する取引が該当する。

いわゆるスマートフォンアプリを利用した際にアプリ提供事業者から受領する利用明細は、通常、支払日時、支払先、支払金額等が記載されており取引情報に該当し、その利用明細の授受を電磁的方式で行う場合には、電子取引に該当する。

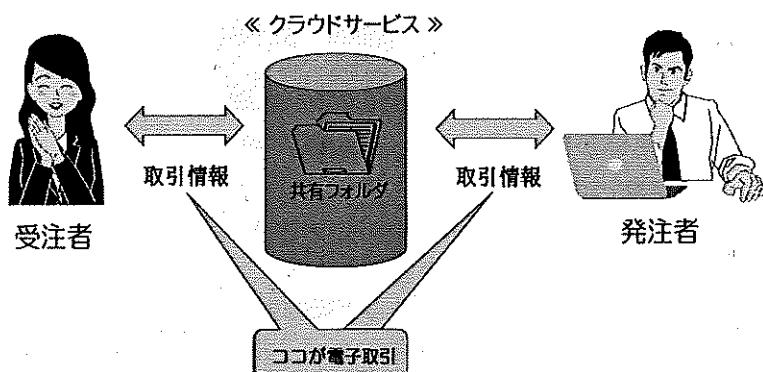


ハ 電子メールにより取引情報を授受する取引

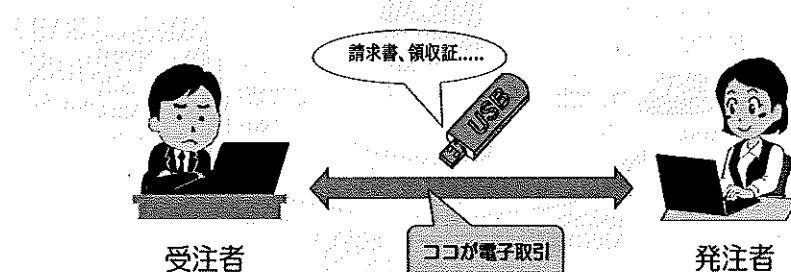
電子メール本文に取引情報が記載されている場合は、当該電子メールが電子取引に該当する。電子メールの添付ファイル（PDFファイル等）で授受された取引情報（請求書等）は、当該添付ファイルが電子取引に該当する。

**ニ インターネット上にサイトを設け当該サイトを通じて取引情報を授受する取引**

取引先からクラウドサービスを利用して請求書等を受領した場合には、電子取引に該当する。また、請求書等の授受についてクラウドサービスを利用する場合は、取引の相手方と直接取引情報を授受するものでなくとも、請求書等のデータをクラウドサービスにアップロードし、そのデータを取引当事者双方で共有するものが一般的なので、取引当事者双方でデータを共有するものも取引情報の授受にあたり、電子取引に該当する。

**ホ その他**

ペーパーレス化されたFAX機能を持つ複合機を利用して、取引情報を電磁的記録により送受信し、当該電磁的記録を保存する場合は、電子取引に該当することが、電子帳簿保存法取扱通達7-10により、明らかにされている。また、請求書や領収書等のデータをDVD等の記録媒体を介して受領する取引が電子取引に該当する。



(2) 電子取引データの保存義務

所得税（源泉徴収に係る所得税を除く。）及び法人税に係る保存義務者は、電子取引を行った場合には、納税地又は電子取引に係る国内の事務所、事業所その他これらに準ずるものとの所在地に、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を原則7年間保存しなければならない（電帳法7）。

電子帳簿書類保存とスキャナ保存は、選択した法人がその保存義務を負うが、電子取引データの保存は、電子取引を行っている全ての法人が対応する必要がある。

(3) 電子取引データの保存要件

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存に当たっては、電子帳簿保存、スキャナ保存とともに電磁的記録の真実性や可視性を確保するための要件を満たす必要があり（電帳規則2、電帳規則4）、これらの要件を満たさなかった場合には、青色申告の承認の取消しの規定の適用がある。

イ 真実性の確保

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の真実性を確保するために、次のいずれかの措置を行う必要がある。

- (イ) 電磁的記録にタイムスタンプが付された後、取引情報の授受を行うこと。
- (ロ) 取引情報の授受後速やかに電磁的記録にタイムスタンプを付し、電磁的記録の保存を行う者等の情報を確認できるようにしておくこと。
なお、令和6年1月1日以後に行う電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、電磁的記録を行う者等に関する情報の確認要件は廃止される。
- (ハ) 電磁的記録の訂正又は削除の事実及び内容を確認できるシステムか、訂正又は削除を行うことができないシステムを使用すること。
- (ニ) 訂正及び削除の防止に関する事務処理の規程を定め、当該規程に沿った運用と当該規程の備付けを行うこと。

ロ 可視性の確保

電子取引の取引情報に係る電磁的記録の可視性を確保するため、次の要件を満たす必要がある。

- (イ) 電磁的記録の備付け及び保存をする場所に、電磁的記録の処理に使用できる電子計算機、プログラム、プリンタ及び操作説明書を備付け、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと。
- (ロ) 取引年月日、その他の日付、取引金額その他の主要な記録項目を検索の条件として設定することができること。
- (ハ) 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して検索の条件を設定することができること。
- (ニ) 二以上の任意の記録項目を組み合わせて検索の条件を設定することができること。

(4) 令和4年度改正による宥恕措置

令和3年度改正で、従前の「電子データの出力書面等による保存措置」が廃止されたが、令和4年度改正において、その電子データの保存要件への対応が困難な事業者の実情に配意し、引き続きその出力書面等による保存を可能とするための措置が講じられた。

具体的には、電子取引の取引情報に係る電子データの保存に関する当面の宥恕措置として、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、その電子取引の取引情報に係る電子データを保存要件に従って保存をできなかったことについて、納税地等の所轄税務署長がやむを得ない事情があると認め、かつ、その保存義務者が税務調査等の際にその電子データの出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電子データの保存をすることができるとしている経過措置が講じられた。

なお、この宥恕措置は令和5年12月31日をもって廃止される。令和6年1月1日以後に行う電子取引の電磁的記録の保存については、電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存することができなかつたことについて相当の理由がある保存義務者に対する猶予措置として、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引につき、納税地等の所轄税務署長が当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存要件に従って保存をすることができなかつたことについて相当な理由があると認め、かつ、当該保存義務者が質問検査権に基づく当該電磁的記録のダウンロードの求め及び当該電磁的記録の出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る。）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている場合には、その保存要件にかかわらず、その電磁的記録の保存をすることができることとする。

改正における主要なポイント

電子帳簿保存法の令和3年度改正項目のうち、調査担当者として必ず押さえておかなくてはならないポイントは、次の5つが挙げられる。

(1) 税務署長の事前承認制度を廃止

これまで、電子的に作成した国税関係帳簿を電磁的記録により保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要であったが、事業者の事務負担を軽減するため、承認制度が廃止された（電子書類保存やスキャナ保存の場合においても同様）。

【適用時期等】

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類、同日以後に行うスキャナ保存について適用

(2) 検索要件の緩和

これまで、可視性を確保するための検索要件として、①取引年月日、勘定科目、取引金額その他の主要な記録項目での検索、②日付、金額の記録項目は、その範囲を指定した検索、③2以上の任意の記録項目を組み合わせた条件での検索の全てができることが必要とされていたが、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に記録項目を限定するとともに、保存義務者が、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保（上記の検索要件②及び③に相当する要件）を不要とした。

また、電子取引に関し、基準期間の売上高が1,000万円以下の保存義務者について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、検索要件の全てを不要とした。

（基準期間：法人の場合、電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度をいう）

【適用時期等】

令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類、同日以後に行うスキャナ保存及び電子取引について適用

なお、令和6年1月1日以後に行う電子取引に関し、保存義務者が税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようしている場合には、検索要件のすべてが不要となる保存義務者は次のとおりとなる。

- イ 基準期間の売上高が5,000万円以下である保存義務者
- ロ 電子データの出力書面（整然とした形式及び明瞭な状態で出力されたものに限る）の提示又は提出の求めに応じることができるようにしている保存義務者

(3) 過少申告加算税の軽減措置

所得税・法人税・消費税に関する帳簿における電磁的記録の保存が、ディスプレイや説明書等の備付け等の基本的事項に加え、①訂正削除履歴の保存、②帳簿間相互関連性、③取引年月日、取引金額及び取引先に関する検索機能の確保（ダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能は不要）の全ての要件を満たしている国税関係帳簿（以下「優良な電子帳簿」という）である場合には、その帳簿に記録された事項に関連する過少申告につき、過少申告加算税が5%軽減される（隠蔽又は仮装された事実がある場合の適用はない）。

この措置の適用を受けるためには、作成すべき全ての帳簿について要件を満たす必要があるほか、あらかじめ本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書の提出が必要となる。

【適用時期等】

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

なお、令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税については、優良な電子帳簿の範囲が、作成すべき全ての帳簿から次のとおりとなる。

優良な電子帳簿の範囲（令和6年1月1日以後法定申告期限到来分）

区分	記載事項	具体例
全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿	取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額	仕訳帳
全ての取引を勘定科目の種類別に分類して整理計算する帳簿	その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額	総勘定元帳
手形（融通手形を除く。）上の債権債務に関する事項	受取手形、支払手形別に、取引の年月日、事由、相手方及び金額	手形帳
売掛金（未収加工料その他売掛け金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	売上先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額	売掛帳
買掛金（未払加工料その他買掛け金と同様の性質を有するものを含む。）に関する事項	仕入先その他取引の相手方別に、取引の年月日、品名その他受けた給付の内容、数量、単価及び金額	買掛帳
債権債務に関する事項（上記及び当座預金の預け入れ及び引出しに関する事項を除く。）	貸付金、借入金、仮払金、仮受金、未収入金、未払金等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額	左の勘定に係る帳簿
有価証券（商品であるものを除く。）に関する事項（申告所得税に係る優良な電子帳簿は除く。）	取引の年月日、事由、相手方、銘柄、数量、単価及び金額	有価証券台帳
減価償却資産に関する事項	区分に応じ、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方、数量及び金額	減価償却資産台帳、固定資産台帳
繰延資産に関する事項	その種類ごとに区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由及び金額	繰延資産台帳
売上げに関する事項	取引の年月日、売上先、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日々の売上総額。	売上帳、得意先元帳
売上に関する事項以外の収入に関する事項	受取利息、雑収入等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、事由、相手方及び金額	受取利息、雑収入に係る帳簿
仕入れに関する事項	取引の年月日、仕入先その他の相手方、品名その他給付の内容、数量、単価及び金額並びに日々の仕入総額	仕入帳、仕入先元帳
仕入に関する事項以外の経費に関する事項（法人税に係る優良な電子帳簿にあっては、賃金、給料手当、法定福利費及び厚生費を除く。）	外注工賃、動力費、消耗品費、地代家賃、雑費等に、それぞれ適当な名称を付して区分し、それぞれ、その取引の年月日、支払先、事由及び金額。ただし、少額の経費で本文の規定により難いものについては、それぞれその日々の合計金額のみを記載することができる。	外注工賃等々に係る帳簿

(4) 重加算税の加重

適正な保存を担保するため、スキャナ保存が行われた国税関係書類及び電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される。

【適用時期等】

令和4年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

(5) タイムスタンプ要件の緩和

イ 付与期間

これまで、スキヤナ保存に際し受領者が自らスキャンする場合、受領後おおむね3営業日以内にタイムスタンプを付すこと、又は電子取引の取引情報を授受する場合においては授受後遅滞なくタイムスタンプを付すこととされていた。

改正後は、受領後おおむね7営業日以内、又はその業務の処理に係る通常の期間（最長2か月）を経過した後おおむね7営業日以内に、タイムスタンプを付すことに期限が緩和された。

ロ 受領者等の自署

これまで、受領者等がスキヤナで読み取る際に国税関係書類への自署を必要としていたが、事業者の事務負担を軽減するため廃止された。

ハ クラウドによる代替

電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウドサービス等において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができるときは、タイムスタンプの付与に代えることができることとされた。

（訂正又は削除を行うことができないクラウドサービス等も対象とされる。）

【適用時期等】

令和4年1月1日以後に行うスキヤナ保存及び電子取引について適用

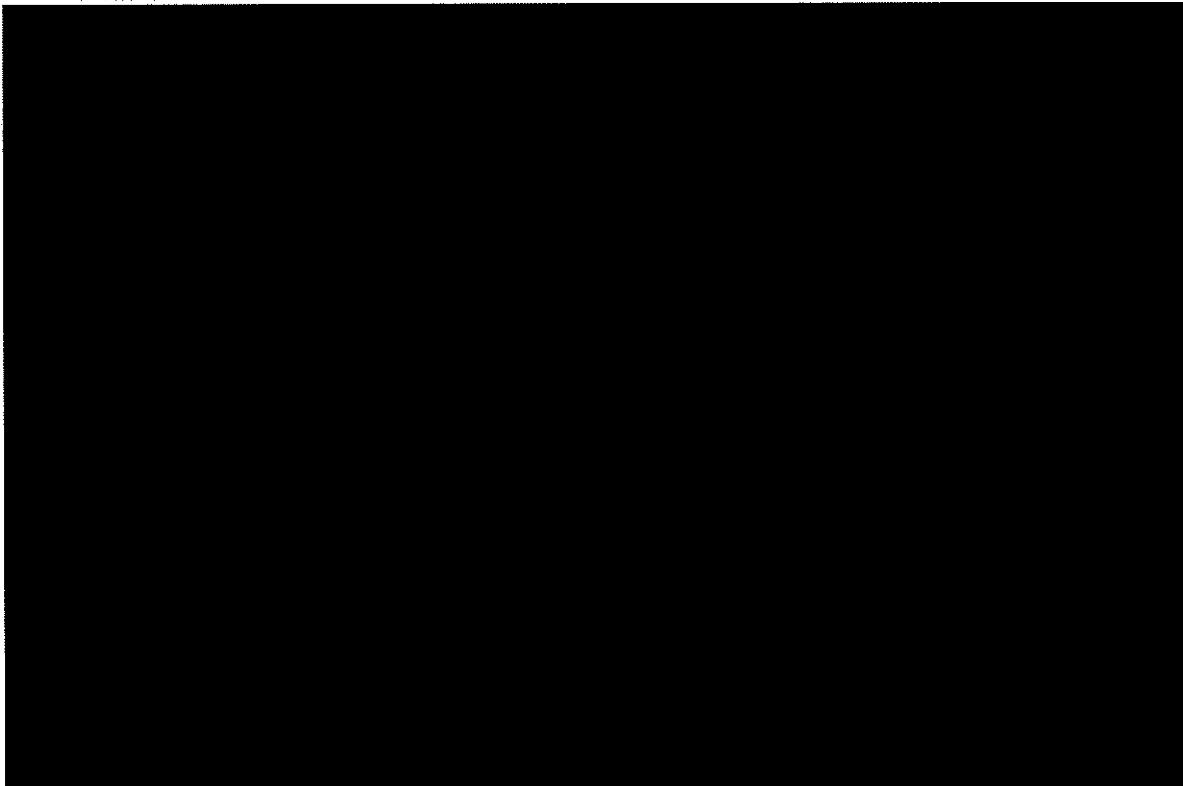
1 調査のポイント

電帳法適用法人において、調査を効率的に行うため準備調査や概況聴取時に電帳法の適用状況を確認することが必要となる。また、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置及び重加算税の加重措置を適用するに当たり、確認すべき事項がある。

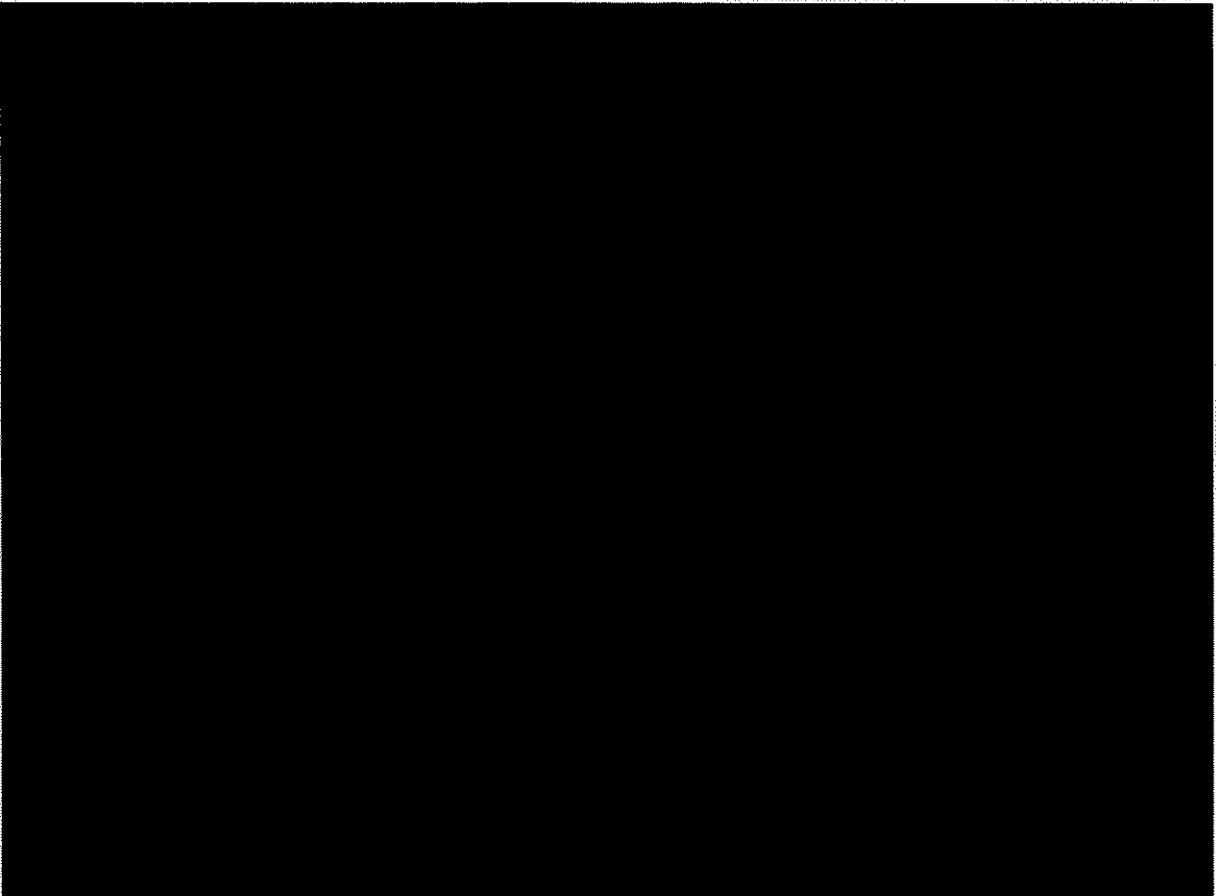
それぞれの調査段階におけるポイントは、以下のとおりである。

調査段階	該段階におけるポイント（確認事項）
（1）準備調査時	（該段階におけるポイント）

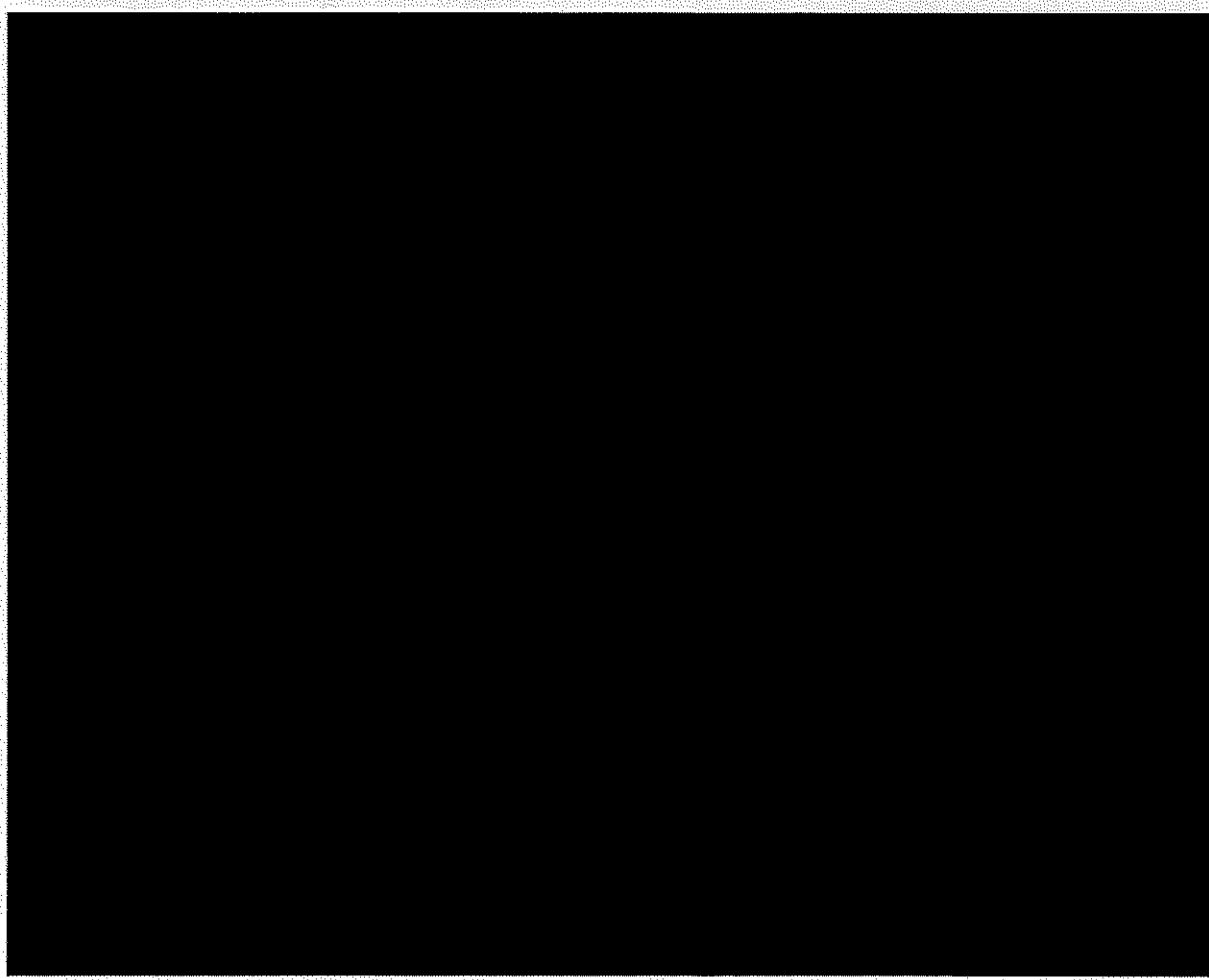
（1）準備調査時



(2) 事前通知時



(3) 臨場時



2 保存要件等の確認

令和3年度の電帳法改正に伴い、同法施行規則等で定める保存要件についても変更されている。

改正前の電帳法を適用（令和4年1月1日の施行日前までに承認を受け保存しているもの）している法人は、改正前（旧法）の承認を受けた保存方法により保存することとなる。

改正法により保存要件が緩和（廃止や変更）されているが、令和4年1月1日の施行日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類、同日以後に行うスキヤナ保存及び電子取引について適用される。

また、新設された「過少申告加算税の軽減措置」の適用対象となる特例国税関係帳簿（いわゆる優良な電子帳簿）の電磁的記録の保存要件が定められ、すべての要件を満たすことと事前の特例適用届出書の提出が求められる。

(1) 電帳法保存要件の適否判定チェックシート（様式は第4章 参考情報等参照）

電子帳簿保存法に係る事務処理要領（事務運営指針）に定めるチェックシートで、保存要件の適合性を判断する際に作成する。

消費税の仕入税額控除の否認や青色申告の承認取り消しについて判断の必要が生じた場合に、要件不適合の程度や保存の状況、今後の改善可能性等を総合勘案し検討する。

電帳法規則第2条に電子帳簿書類及びスキヤナ保存に関する保存要件が、同規則第4条に電子取引に関する保存要件が定められており、各規定の適否をチェックするものとなっているほか、電帳法第8条第5項に定める隠蔽又は仮装された事実に係る電磁的記録の有無等を記載する。

なお、本チェックシートは、改正前（旧法）の承認を受けた保存方法に対応していない。

イ 電子帳簿書類の保存要件の確認

- ・ 適用状況（自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用等）を確認
- ・ システム関係書類（事務処理手順等を明記した規程類を含む）の備付けを確認
- ・ データの検索、表示、出力機能の確保を確認
(システムの端末機、ディスプレイ、プリンタ等を使用して動作環境を確認)
(電磁的記録のダウンロード要求に対応しない場合の要件)

【電子帳簿】の場合 …… 次の要件を全て満たす必要あり。

訂正・削除及び追加入力の履歴（事実と内容の確認）の確保

関連する帳簿間の記録事項の関連性の確保

検索機能の確保（取引の年月日、金額、相手先で、範囲指定や条件組合せ）

【電子書類】の場合

検索機能の確保（取引年月日その他の日付で、範囲を指定し条件設定）

ロ スキヤナ保存適用要件の確認

- ・ 保存状況（対象書類と保存期間）を確認
- ・ 訂正・削除履歴の確保（バージョン管理又は訂正削除不可）を確認
- ・ システム関係書類（事務処理手順等を明記した規程類を含む）の備付けを確認
- ・ データの検索、表示、出力機能の確保を確認
(システムの端末機、ディスプレイ・プリンタ等を使用して動作環境を確認)
(取引年月日その他の日付、取引金額、取引先での検索とダウンロード対応)
(ダウンロード対応しない場合、範囲指定や条件組合せによる検索が必要)
- ・ 入力に関する要件を確認
(裏面に記載事項がある場合等の入力単位は適正か)
(入力者又は監督者情報の確認及びタイムスタンプの一括検証)
(関連する国税関係帳簿の記録事項との間に相互関連性が確保されていること)
(入力期間の制限を遵守、業務処理サイクル方式は規程の制定が必要)
(タイムスタンプ付与に代えて、クラウドサービスを利用したデータの作成保存)

- ハ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存要件の確認
- ・ 保存状況（対象データによる保存と保存期間）を確認
 - ・ 真実性の確保
(タイムスタンプの付与、訂正削除の履歴管理、改ざん防止に関する事務処理規程)
 - ・ 可視性の確保
(システムの端末機、ディスプレイ、プリンタ等を使用して動作環境を確認)
(事務処理手順等を明記した規程類を含むシステム関係書類の備付けを確認)
 - ・ 検索機能の確保
(取引年月日その他の日付、取引金額、取引先での検索とダウンロード対応)
(ダウンロード対応しない場合、範囲指定や条件組合せによる検索が必要)
(基準期間の売上高が1,000万円以下の保存義務者は、ダウンロード対応のみで可)
 - ・ 確認の結果、適切に保存されていない場合（宥恕含む）は、確実に指導し、調査経過記録書に記載する。

(2) 過少申告加算税の軽減措置の適否判定チェックシート（様式は第4章 参考情報等参照）

電子帳簿保存法に係る事務処理要領（事務運営指針）に定めるチェックシートで、過少申告加算税の軽減措置の適用に当たり要件適合性を判断する際に作成する。

本軽減措置の適用が、対象帳簿の全てにおいて要件を満たして備付け及び保存している必要があることから、特例適用届出書の提出がされた保存義務者に対する調査を行う際に使用する。

イ 優良な帳簿の保存要件・軽減措置の適用要件の確認

【基本項目の確認】

- ・ 提出されている特例適用届出書の内容を確認
- ・ 対象となる特例国税関係帳簿の備付け状況を確認
- ・ 適用状況（自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用等）を確認

【個別項目の確認】

- ・ システム関係書類（事務処理手順等を明記した規程類を含む）の備付けを確認
- ・ 帳簿データの検索、表示、出力機能の確保状況を確認
(取引の年月日、金額、相手先について、範囲指定や条件組合せによる検索)
(電磁的記録のダウンロード要求に対応する場合の要件緩和あり)
(システムの端末機、ディスプレイ、プリンタ等を使用して動作環境を確認)
- ・ 訂正・削除及び追加入力の履歴（事実と内容の確認）の確保状況を確認
- ・ 関連する帳簿間の記録事項の関連性の確保状況を確認
- ・ 他の法律との関係（重加対象非違の有無等）を確認

□ 過少申告加算税の軽減の適否判定 …… 適用されない課税期間の判定

ハ 要件適合性に係る問題点の概要等 …… 不適合となる理由（要件）等

○ JIIMA認証を受けているソフトウェア等

市販のソフトウェア及びソフトウェアサービス（市販のソフトウェア等）で機能要件を満たすと認証を受けた製品には、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会（JIIMA）の認証マークが付されており、国税庁のサイトに掲載されている。

令和3年度の改正前において、JIIMA認証製品を利用する場合は、申請者の予見可能性を向上させ、またその手続負担を軽減させる観点から、承認申請書の記載事項や添付書類の一部省略を可能としていた。

JIIMAのホームページから転載

認証制度について ソフトウェアの認証に当たっては、そのソフトウェアのマニュアル、取扱説明書などで公開されている機能をベースに、公正な第三者機関でチェックし、必要な機能を全て備えていることを確認したうえで認証審査委員会で審議し、認証を行います。また、認証した製品の一覧は、JIIMAのホームページで公表するとともに、国税庁に対して認証製品リスト等を提出します。

免責事項

本認証制度は、あくまで認証基準に基づき、製品が電子帳簿保存法、電子帳簿保存法施行規則、通達等、及びその他の税法に定められた機能を有することを、製品のマニュアル等のみで評価し認証するものであり、それ以外の事項を保証するものではありません。

3 重加算税の加重措置

令和3年度の電帳法改正で新たに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録及びスキャナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備された。

取引の相手から受領した書類等については、その取引内容を証する原始記録であり、それに基づき各種の帳簿作成・税務申告が行われる基礎となるものであることから、その確認書類としての現物性が確保されていることの要請は強いとされている。一方で、こうした確認書類が電子的に保存されている場合には、紙によってその書類等を保存する場合と比して、複製・改ざん行為が容易であり、また、その痕跡が残りにくいという特性に鑑みて、こうした複製・改ざん行為を未然に抑止する観点から、本加重措置が講じられた。

(1) 加重措置の対象となる例

イ 経費関係

- (イ) 取引先に架空の請求書を作成させ紙で請求書を受領し、スキャナ保存していた場合
- (ロ) 取引先に架空の請求書（電子データ）を作成させ電子メールで受領後、電子データで保存していた場合
- (ハ) 取引先に架空の請求書（電子データ）を作成させ電子メールで受領後、紙で出力し保存するとともに電子データでも保存していた場合
- (二) 取引先から正当な請求書を紙で受領し、スキャナ保存後に電子データを改ざんしていた場合
- (ホ) 取引先に架空の請求書（電子データ）を作成させ電子メールで受領後、紙で出力し保存していた場合（電子データは廃棄）

ロ 売上関係

- (イ) 納税者本人が請求書を紙作成し日付を改ざん（繰り延べ）、スキャナ保存していた場合
- (ロ) 納税者本人が請求書（電子データ）を作成し、スキャナ保存後に日付を改ざん（繰り延べ）していた場合
- (ハ) 納税者本人が請求書（電子データ）を作成し、相手方に請求書データを送信後、データを破棄していた場合

(2) 加重措置の対象とならない例

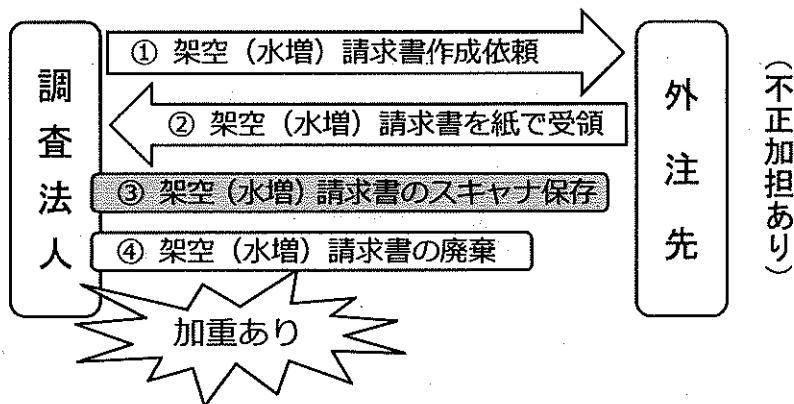
イ 経費関係

- (イ) 納税者本人が架空の請求書（電子データ）を作成、紙で出力し保存していた場合（電子データは廃棄）
- (ロ) 紳士本人が一から架空の請求書（電子データ）を作成し、電子データで保存していた場合

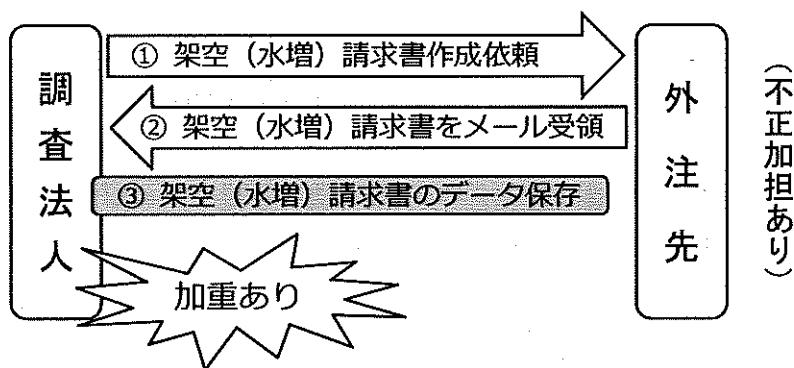
ロ 売上関係

- 紳士本人が請求書を紙作成し、スキャナ保存せず廃棄していた場合

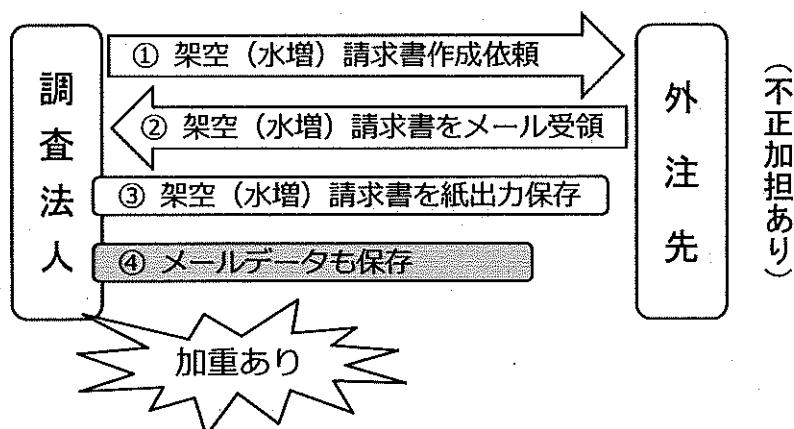
(経費関係) イ 取引先に架空の請求書を作成させ紙で請求書を受領し、スキャナ保存していた場合



(経費関係) ロ 取引先に架空の請求書（電子データ）を作成させ電子メールで受領後、電子データで保存していた場合



(経費関係) ハ 取引先に架空の請求書（電子データ）を作成させ電子メールで受領後、紙で出力し保存するとともに電子データでも保存していた場合



1 参考情報

(1) 電帳法関係参考情報掲載場所

- 課税総括課 電子帳簿保存法 … 「説明会・研修資料」等を掲載
東京国税局ポータルサイト： サイトマップ > 課税総括課 > 電帳法サイト
- 庁ホームページ 電子帳簿保存法関係 … 「取扱通達」や「一問一答」等を掲載
ホーム > 法令等 > その他法令解釈に関する情報
> 電子帳簿保存法関係 > 電子帳簿等保存制度特設サイト

(2) 電帳法関連法令

- ・ 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
- ・ 同 施行令
- ・ 同 施行規則
- ・ 同 国税庁告示
- ・ 電子帳簿保存法取扱通達（法令解釈通達）
- ・ 電子帳簿保存法関係申請書等の様式（法令解釈通達）
- ・ 電子帳簿保存法に係る事務処理要領（事務運営指針）
- ・ 所得税法、法人税法、その他の国税の国税関係帳簿書類の保存等に関する規定
(法人税法の場合)
法人税法 第126条（青色申告法人の帳簿書類）
法人税法 第150条の2（帳簿書類の備付け等）
法人税法施行規則第53条～第59条、第66条、第67条、別表二十一～二十三
(消費税法の場合)
消費税法 第58条（帳簿の備付け等）
消費税法施行令 第71条（帳簿の備付け等）
消費税法施行規則 第27条（帳簿の記載事項等）

2 電子帳簿保存法要件等一覽表

電子帳簿保存法要件等一覽表(R06.01)

法.....電子帳簿保存法
規.....電子帳簿保存法施行規則
通.....電子帳簿保存法通則
法法規...法人稅法施行規則

(注) 納税地等で出力ができればサーバーは必ずしも納税地等に設置しなくてもよい(規2②二)。また、繰越欠損金控除を適用する場合は最長10年保存。

出典：調査部作成資料

3 電帳法保存要件の適否判定チェックシート（表）

第4章 参考情報等

3 電帳法保存要件の適否判定チェックシート（裏）

4 過少申告加算税の軽減措置の適否判定チェックシート

5 具体的な対応例

電帳法適用法人の調査を行う際、どのような点を確認し調査を展開するかケースごとに紹介を行う（改正電帳法に関する追加確認事項のみ記載）。

ケース1（事前通知）

【登場人物】

芳田調査官

村神税理士

- ※ A社は「特例適用の届出」及び「旧電帳法による承認」なし
- ※ 最終調査対象期：令和4年12月期

(芳田調査官)

○○税務署の芳田です。A社に税務調査で伺いますので日程調整をお願いします。それから、A社の帳簿の保存状況と会計ソフトの使用状況を教えてください。

(村神税理士)

わかりました。社長と日程調整して、帳簿の保存状況などを確認して、また連絡します。

(村神税理士)

芳田さんですか。社長と日程を調整しました。会計ソフトは△△会計を使用しており、令和4年12月期は、総勘定元帳と仕訳日記帳のみデータで保存しています。

(芳田調査官)

連絡ありがとうございます。△△会計の会計データを確認するためのパソコン、プリンタ、操作説明書の準備をお願いします。ほかの保存要件については、調査の際に確認させていただきます。また、調査対象期と進行期3か月分の仕訳データをExcelかCSV形式で用意していただけますと助かります。

(村神税理士)

わかりました。

芳田調査官は、まず、帳簿書類の保存状況等を尋ね電帳法の適用があることを確認した上で、保存要件であるパソコン等の備え付けについて説明している。

改正電帳法では、帳簿を電子保存する場合など税務署長の承認が不要となつたため、事前通知時に電帳法適用の有無について確認する必要がある。

ケース2（電子取引（メール）の確認）

【登場人物】

斧田調査官



B社代表者



※ 最終調査対象期：令和4年3月期

《臨場時》



(斧田調査官)



(B社代表者)



(斧田調査官)



(B社代表者)



(斧田調査官)



(B社代表者)



(斧田調査官)



(B社代表者)

ケース3（スキャナデータの確認）

【登場人物】

仲村調査官



C社代表者



※ 最終調査対象期：令和4年3月期

《臨場時》



(仲村調査官)

(C社代表者)



(仲村調査官)

(C社代表者)

わかりました。

(仲村調査官)

わかりました。

(C社代表者)

仲村調査官は、